

議案第80号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

西堀放課後児童保育室、片山放課後児童保育室、東北放課後児童保育室、野火止放課後児童保育室、池田放課後児童保育室、東野放課後児童保育室、新開放課後児童保育室、陣屋放課後児童保育室及び新座放課後児童保育室

2 指定管理者となる団体

所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番3号

名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

西堀放課後児童保育室、片山放課後児童保育室、東北放課後児童保育室、野火止放課後児童保育室、池田放課後児童保育室、東野放課後児童保育室、新開放課後児童保育室、陣屋放課後児童保育室及び新座放課後児童保育室の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。